

令和5年第4回取手市教育委員会定例会議事録（公開用）

1. 招集年月日 令和5年4月25日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 井橋 貞夫  
教育参事 伊藤 誠  
教育次長兼教育総務課長 森川 和典  
学務課長 直井 徹  
保健給食課長 大野 篤彦  
指導課長 丸山 信彦  
指導課長（教育総合支援センター担当） 笠井 博貴  
生涯学習課長 塚本 豊康  
子ども青少年課長 長塚 逸人  
スポーツ振興課長 豊島 寿  
図書館課長 樋口 康代  
文化芸術課長 飯山貴与子  
指導課 課長補佐 成島 寿
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友  
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題  
報告第 5号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）  
議案第 24号 教育委員会に対する審査請求について（非公開）  
議案第 25号 教育委員会に対する審査請求について（非公開）  
議案第 26号 取手市学生ボランティア制度運用要綱について  
報告第 6号 社会教育主事の任命について  
報告第 7号 取手市立公民館長の任命について  
報告第 8号 取手市学校運営協議会委員の任命について  
報告第 9号 取手市文化財保護審議会幹事の任命について  
報告 9 取手市立学校評議員の委嘱について

- 報告 1 0 取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について  
報告 1 1 取手市子どもと親の相談員の委嘱について  
報告 1 2 いじめ防止策の取組状況に関する報告について

## 8. その他

- (1) 取手市長の交代について  
(2) 5月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 発言の記録

午前9時30分開会

### ○教育長（伊藤 哲）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和5年第4回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データについては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、4月1日付で新たな部長と課長が着任いたしましたので、自己紹介を兼ねてあいさつをしていただきます。よろしく申し上げます。

### ○教育部長（井橋貞夫）

4月1日付人事異動で政策推進部から異動してまいりました井橋と申します。教育委員会は12年ぶりとなります。まだまだ勉強中ではございますが、一生懸命、教育行政を頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○指導課長（丸山信彦）

同じく、指導課長の丸山信彦と申します。市内の小学校の教頭から指導課長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

取手市教育総合支援センター長、笠井博貴と申します。これからは、一中学校とか小学校の子どもたちのためだけでなく、取手市全体の子どもたちのために全力で頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### ○子ども青少年課長（長塚逸人）

おはようございます。4月の定期異動で、図書館から子ども青少年課長に着任しました長塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○図書館課長（樋口康代）

4月の定期異動で、健康増進部健康づくり推進課より図書館に異動しました樋口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○教育長（伊藤 哲）

新たな部課長さんたちも、また残留された方も、よろしくお願いいたします。

それでは教育長報告をさせていただきます。6点ほどになります。

まず1点目でございます。私自身のことでございますけれども、教育長の再任ということで、令和5年2月28日（火曜日）の取手市議会定例会におきまして、市長

から教育長の選任（再任）の議案が提出されまして、賛成多数により選任が同意されました。これを受けまして、4月1日付けで藤井市長のほうから任命状の交付を受けまして、4期目の任期が始まったところでございます。改めてよろしくお願ひします。

2点目です。学校の始業式・入学式の状況ということで、子どもたちの出席状況について一覧表のほうで整理をさせていただきました。上のほうが令和5年度の状況でございまして、資料の下のほうに昨年度の状況を記載してございます。少し距離があるんですけど、それを比較していただきますと、いずれも令和4年度と比較しまして市内全体としましては、始業式・入学式当日の欠席者数は、それぞれ減少しております。大幅な減少ということでございますけれども、やはり昨年度まではコロナの関連ということで、濃厚接触であったりとか自宅待機等による欠席者ということがありましたので、それについては今年度減少したということでございます。また、欠席者の主な理由としましては、進学期への不安とか人間関係といったものは特に挙げられてございません。新学期が始まるということで、学校もその準備をしながら行われたところでございますけれども、登校はしていただいているところでございます。ただ一方、全国的な傾向でございまして、不登校の児童生徒数が増加しているところでございますので、こちらについては取手の特色を踏まえて取組というものを、学校と行政のほうで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

続いて3点目でございます。裏面になります。同じく学校のコロナの状況でございまして、感染の対策が緩和されているということで、マスクの着脱の状況について資料で整理させていただきました。小学校は、児童のほうは3割程度、教職員は4割程度ということになっています。中学校のほうは、生徒のほうは1割程度、教員も1割程度ということで、ただ教員の場合は、教員だけの場合については4割程度というふうにマスクを外すような状況になってございます。失礼いたしました。マスクをしている状況でございまして、基本的に、マスクの着脱につきましては、個人の判断に委ねるという形になってございますけれども、小学校においてはマスクを外すような子どもが学校開始から徐々に増えてきている状況にございまして、中学校においては1割程度ということで、開始から増えている傾向というの見られない状況でございまして、ただ、屋外で遊ぶような状況については、全員マスクを外す状況が伺えるということでございます。まだマスクについては、全体的な状況がありますので、そういった状況も影響しているのかなというふうに、私どもでは捉えているところでございます。5月8日以降、5類になるという日でございまして、基本的には学校生活はコロナ前の状況に戻していきたいというふうに考えてございますけれども、健康観察アプリによる健康状況の報告というものは継続してまいりたいというふうに考えてございます。また、特に話題になっている給食についてでございまして、特にグループ活動等の制限を設けない形で考えてございます。その他いろいろございまして、連休前に国県から改めて取扱いの通知等がございまして、それを受けまして、保護者等に周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

続いて4点目、放課後子どもクラブの登録児童数ということでございます。令和5年4月における、子どもクラブの登録者数は14校の1,645人でございます。前年度の比較で42人の増加ということでございまして、全体として児童数は減少

していますけれども、子どもクラブの登録者数は増加している状況でございます。児童数が増加するのは、高井小の52人が増加してまして全体で251人になります。一方、児童数が減少しているにもかかわらず登録人員が増加したところは4校でございます。今年度も、児童が安全で健やかに過ごせるような支援の質の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

続いて5点目です。上萱場の暫定歩道「にっこり通り」の開通ということで、こちら櫻井委員にも御尽力いただいたところでございますけれども、こちらのほう藤代紫水高校と藤代中学校の生徒、久賀小学校の児童が通学路としていただいておりますけれども、上萱場の集会所前の県道ということで、歩道が狭くて、なかなか通学については危険箇所という報告がなされたところでございます。こちらについて、藤代紫水高校の家庭クラブが主体となりまして、県や取手市教育委員会と調整を行いまして、暫定歩道ができ上がったところでございます。愛称「にっこり通り」ということで、非常にいいネーミングだと思います。にっこり通りは、令和5年3月27日（木曜日）に開通式が行われて、供用が開始されたところでございます。新聞報道等もされて、皆さんで開通を祝われたところでございます。

続いて6点目です。国登録有形文化財の旧渡辺甚吉邸母屋の登録証の受渡し式ということで、こちらについては何度かお知らせしておりますけれども、4月10日、前田建設 ICI センターの中に旧渡辺甚吉邸がございまして、その登録文化財の登録証が届きましたので、ICI センターの岩坂総合センター長等に対して、私のほうから登録証の受渡しということで行いました。こちらの旧渡辺甚吉邸については、昭和9年、1934年に建築されたチューダー様式住宅の傑作ということでございまして、令和5年2月27日に正式に国登録有形文化財になったところでございます。市では第1号の国の登録文化財というふうになります。前田建設工業株式会社におきましては、一般公開を6月上旬に行う方向で計画を進めているというところでございます。

私からの報告は以上でございます。失礼いたしました。3点目のコロナのマスクの状況ですけれども、マスクを外している数の割合ですね。失礼しました。私、マスクをしていると逆に説明してしまいました。訂正をいたします。

それでは、これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります報告第5号につきましては、職員のプライバシーに関わる内容が含まれる報告となります。また、議案第24号及び議案第25号については、審査請求人の個人情報等が含まれる内容の議案となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと考えます。

お諮りいたします。報告第5号、議案第24号及び議案第25号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（伊藤 哲）

御異議ございませんので報告第5号、議案第24号及び議案第25号の議事は、非公開といたします。

傍聴者の皆様、非公開となりましたので、終了するまで御退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前9時43分休憩

午前9時44分再開

○教育長（伊藤 哲）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告第5号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を井橋教育部長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第5号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて議案第24号、教育委員会に対する審査請求についてを議題といたします。

本件についての説明を成島指導課課長補佐お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

続いて議案第25号、教育委員会に対する審査請求についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

（非公開のため説明・審議は省略）

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり決定いたしました。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは会議を再開いたします。

続きまして議案第26号、取手市学生ボランティア制度運用要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を丸山指導課長お願いいたします。

○指導課長（丸山信彦）

よろしく申し上げます。取手市学生ボランティア制度運用要綱ということで、提案理由は、大学等で教職課程を専攻する学生によるボランティア制度を設けることにより、取手市立小学校・中学校における教育活動を充実させるとともに、学生の学びを支援するため本要綱を制定するものです。

主にメリットとして3点あります。1点目、子どもたちの学習や生活、これをサポートすることの充実を図る。2点目、教職員の働き方改革。3点目、教員離れ問題の解消に資するという大きな3点、メリットがあります。

要綱の中身ですけれども、第2条のところ、学生は「教育職員免許法による免許状の取得を目指し、大学等に在学する者をいう。」ということで、教員を目指す学生であるということ、これが対象者となります。実際どんな活動をするのかということ、4番目に、学習支援に関すること、学校生活支援に関すること、学校行事等の支援に関すること、特別な配慮が必要な児童生徒への個別支援に関すること、部活動支援に関すること、その他校長が認める教育活動の支援ということになります。やはり学校現場では、若い大学生が入ることによって、子どもたちもとても喜んで

一緒に活動できますし、活性化されることも期待しております。

注意をしなくてはならないこととしては、第3条にあります。コンプライアンスです。守秘義務であったり、それから体罰、中学校では大学生と接するというところでいうと、いわゆるセクハラの問題等も気をつけなければいけないと思っております。

今後ですが、学校現場、それから、せっかく応募してくれた学生ボランティアが困らないように、ガイドラインを作成して、十分この部分の研修も行っていきたくて考えております。

最後に、やはりこれはとても大きな取組になるかなと思いますので、周知の方法を、今後、しっかりできるようにやっていきたくて思います。また、実際に近隣の大学のほうに回って周知を行うこと、そういったこともしながら学生を集めていきたくて思っているところです。近隣では、龍ヶ崎市のほうで、これを導入しております。ただ龍ヶ崎市のほうは、流通経済大学と提携してというような形で、1つの大学で行っているのですが、本市の場合は近隣の大学生、そういった形で行っていきたくて思います。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は以上となります。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

**○教育委員（小谷野守男）**

御説明ありがとうございます。趣旨的なものについては大いに賛成です。自分が教育委員会の指導課に在籍したとき、そのときは国のほうからの補助予算があったので何とか使えたんですけど、大学生にやはり働きかけをして、不登校児童生徒への対応ということで、当時、我孫子にあります——大学忘れちゃった。

**○教育委員（櫻井由子）**

川村学園女子大学。

**○教育委員（小谷野守男）**

でございますけど、そこの学生さんに大学の先生を通じて、そこのゼミを通して5人ほど来ていただいた経緯があります。本当に安くて、1時間1,000円にも満たない状況だったんですけど、それでも2時間とか3時間とか、そのときの状況で来ていただいて、その方はやはり児童心理関係のほうをやっていたので、そういった面でも大いに役に立つというふうな状況もあって、やはり先生がおっしゃったウィン・ウィンですね、そういった形になれたんですね。この方式は、本当に私なんかは教育実習云々の問題で、やはり時間がある学生は大いにお誘いできたらいいなということはあるんですけど、なかなか具体的な方向性を持って進めるというのは難しいんだろうなと。今、ここにあるものはまだガイドラインだと思いますので、これから本当に、具体的に困ったことが、やり始めたら出てくると思いますから、そういった部分も時折修正かけながら、積極的に進めていただいたほうがいいなと思います。やはり若い人の力は大きいですよ。よろしく願いいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

丸山課長。

**○指導課長（丸山信彦）**

ありがとうございます。ボランティアという形で、これについては予算的なものは、学生さんの保険、ボランティア保険のところを予算のほうは工面して行っていきたいと思います。一応、完全ボランティアというような形でやっていきたいと思っております。また、指導課のほうでは、土曜日学習支援事業「とりさた」というものをもう3年、4年、5年ぐらいになりますか、前からやっているんですが、そちらで高校生ボランティアもお願いしております。そこで、高校生ボランティアの方が大学生になって、また取手に貢献していただいて教員を目指すなんていうような関わりが出てくると、非常にいいサイクルになるのではないかなというふうに思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。

石隈委員。

**○教育委員（石隈利紀）**

御説明ありがとうございます。とてもいい趣旨で、いい企画だと思います。

2点ほど。やはり実際に子どもたちと関わる学生がボランティアで来るわけですので、ぜひ研修制度といいますか、さっきガイドラインの話が出ましたけども、コンプライアンスはもちろんですけども、子どもたちへの対応であるとか、困ったときにはこの先生に相談しなさいというようなことを最初にやっていただくことが、子どもたちのためにもなるし、来る学生のためにもなると思います。これが、いわゆる被災地のボランティアでも最初にかなりきっちり研修がありますよね。それでボランティアなので、いわゆる自発的に近所の方を助けるという広い意味のボランティアというよりも、フォーマルなボランティアなので、そこがしっかり必要かなと思います。

2点目は、先ほど小谷野委員も言われましたけど、ゆくゆくは薄謝が払える形になれば、要するにボランティアなんだけれども、お仕事なんですね。先ほど言われた趣旨の1つが、働き方改革に資するということは、少し先生方の手が楽になるという私たちの思いがあるわけですから、そうすると、じゃあボランティアに100%頼っていいのか。やっぱり学校の先生が多忙な中で、若い人が来て、いろいろな方が学校に来るということはとてもいいことだと思うんですね。それはボランティアという制度はもちろんいいんですけども、どこかで最低限の時給を払うというか、実は大学生も結構アルバイトで生活を支えている者も最近大学院生も増えておりまして、だからボランティアに行きたくないというわけではないんですけど、少しでも薄謝ができるという制度もこれからできるといういなと思っています。

私が筑波大学でずっとやってきて、今もお手伝いしているのが、県立の荃崎高校というところがありまして、そこに大学院生をキャンパスエイドという形で、基本的には教育か心理を学んだ者ですけども、勉強して送り出していると。多分、私の記憶では、薄謝と交通費が出たと思うんですけど、月に1回、そのキャンパスエイドの大学院生と筑波大学の担当教員と、私は元筑波大学で、今はほかの大学に移っていますけど、OBとして月に1回、気になる子どもたちについての話し合いというカンファレンスをやっております、これはすぐ参考になるかどうかは別として、ゆくゆくは何かそういうことも考えていただければ、こういう来る学生の中で教員になる方はもっともっと増えると思いますし、増えてほしいと思っていますので。以上、感想と意見です。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございます。

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

貴重な御意見ありがとうございます。研修制度ということに関しましては、こちらでも考えておりました、やはり最初にしっかりガイドラインを用いながら、せっかく来てくれた学生さんたちが困らないように、また、このコンプライアンスの部分というのはとても大切になってきますので、そういったところを中心に研修を行っていきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。3点ほどお伺いしたいことがあります。まず、こちらのボランティア制度を創設するに当たって、教職員の働き方改革ということで、今、御説明いただきましたが、具体的にはどのような形で教職員の働き方改革に成果が上げられるのかということをお伺いしたいと思います。

あともう1点ですが、丸山課長のほうの御説明からもありましたように、隣の龍ヶ崎市で行っている、ただ龍ヶ崎市は流通経済大学があるので、そちらのほうと提携してということで、実際、取手市には大学という形では東京藝大がございますけれど、取手市にあるものではありませんし、取手市から都内のあるいは県内の大学に通っている学生は非常に多いと思いますけれど、実際、大学の教職課程というのは、大学の授業の中でも教育学部は別として、普通の大学に行った場合、教職課程というのは別にとる課程であって、しかも授業のメインの学部の後にとるものなので、教職課程は放課後遅い時間に偏っている大学が非常に多いということで、実際、ここ取手市からよその大学に行っている大学生をボランティアで呼ぶというのは、平日は難しいのではないかと思います。実際の運用に対して。そうすると土日になるのかな、部活動支援とかの形もありますが、そうするとやはりボランティアだけ学校に入れるというわけにはいきませんので、やはり学校のほうでの対応も必要になるのかなと思います。具体的にそのような、こういった形で、学生にこういったことをさせるかということをもう少ししっかり練ってから、この場合は要綱を定めるということに対してですけど、実際に事業として起こす際には、もっと練る必要はあるかなと思います。先ほど丸山課長のほうからPRという話もございましたが、確かにPRも必要だと思います。

あと、小谷野委員、石隈委員のほうからもございましたが、完全なボランティアというお話ですが、安全なボランティアというのは、やはりなかなか難しいのではないかと。私も知り合いに教職大学院の学生で、やはり都内のほうでこういったボランティア、有償のボランティアとして学校に配置されて、教職大学院ですので、もう大学のほうからここに行ってくださいということで配置されて、活動している学生の話をお聞きしたばかりなんですけど、やはり有償ということで、アルバイトという形で行っております。先ほど日前委員のほうからもお話がありましたが、やはり、大学生活で何らかのアルバイトをしなければならぬとちょっときついで、だったら自分の教職の役に立つアルバイトという形で行っているというような話も聞いております。当然、教職大学院のほうから授業のこともあるので、研修もしつ



かり受けているというような話だったんですけれど、学生ボランティア側の研修はともかく、受け入れる中学校側の研修はなかなかされていないようで、学生からいろいろな話を聞いたんですけれど、これは自分がやる仕事じゃないんじゃないかなという仕事も時々あるとか、あるいは具体的に言いますと、男の子なんですけれど、中学生がスマホで自分の写真を撮って SNS に上げられそうになった。うちの学校にこういう先生が来ている。いや、それはやめてほしいということを学校の校長先生、管理職の先生に話したこともあるんだというような話も聞いております。ボランティア側の研修と同時に、受け入れる側の研修も必要ではないか。その研修の中には生徒側の研修、今度こういう人が皆さんの学習ボランティアで来てくれます。その場合の研修も必要ではないかと思えます。そう考えると、この制度を始めることについては、すごくいい制度だと思いますし、ぜひ成功してほしい制度だと思いますが、どういうふうにするかというのは、まだまだ練り上げる余地はあるかなと思えます。以上です。

**○教育長（伊藤 哲）**

丸山課長。

**○指導課長（丸山信彦）**

本当に勉強になる御意見、ありがとうございます。まず、質問に対する1点目ですけれども、働き方改革に資するという面では、例えば小学校では休み時間に子どもと一緒に遊ぶなんていうことは、非常に大きなものでありまして、そういった部分で学生と一緒に休んでくれる分、先生方が例えば丸つけをすとか、そういったことができたりもします。それからプリントの印刷等準備、そういったことも行ってもらえるのかなというふうに思います。また、授業の中においては、個別指導も可能ですので、そういったところでは教員が幅広く見ながら個別にも対応してもらえるなんていうところでいうと、働き方改革に資する部分が出てくるのかなというふうに考えております。

有償のことにしましては、この制度はいろいろな市町村で全国行っています。無償のところもあれば、有償のところもあるというところで、取手市としては、まずこのスタイルで始めさせていただいて、そしてその部分は、今後、貴重な御意見ですので、考えていきながら検討はしていきたいと思っております。

また、受け入れる側の研修というものは本当に大切だとこちらも思っています。しっかり学校側も受け入れる体制、特に中学校におきましては、中学生に対してという視点もしっかり入れながら研修をしつつ、やっていきたいと思えます。いずれにせよ本当に、これを事業としてしっかり始めていくためには、いろいろまたガイドライン等の作成等ありますので、御意見いただければと思います。ありがとうございます。

**○教育長（伊藤 哲）**

よろしいですか。

猪瀬委員。

**○教育委員（猪瀬哲哉）**

御説明ありがとうございます。説明を聞きまして、ボランティアとして広く学校と関わることにより、学生さんたちが本当に教員になりたいと思ってくれるような活動になることを祈っております。今、皆さんからあって、そのお金とかなんですけど、何かもう答えが先ほどちょっと聞いているんですけど、交通費などそういう

ところはいつか面倒見られるような、そういう制度になっていくようなことを期待したいと思います。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

ありがとうございました。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

委員の皆さんと丸山課長のやりとりを聞いて、気づいたこともう2点です。

1点、働き方改革を余り強調しないほうがいいと思うんですね。例えば休み時間遊んでくれるとか、プリントの準備とか、プラスになるんですけど、先ほど櫻井委員もおっしゃったように、いろいろ準備したりとか、生徒たちに説明したりとか、ガイドライン実行したりって、結構エネルギーが要ると思うので、時間もかかると思うんです。だから、働き方改革でも、そのボランティアを受け入れるって、受け入れる側のいろいろな時間とエネルギーがかかるので、制度が安定したら働き方改革につながるんですけど、今はそれを括弧書きぐらいにしておいたほうが、それを主にすると、何かあてが外れる可能性があります。やはり新しい援助者を入れるというのは、それだけの準備とエネルギーが要りますので、ということが私の意見です。

もう一つは、先ほど櫻井委員からもありましたけど、ボランティアに何を求めるかというときに、このアから第2条の4のカまであって、本当に一般的なことをしてくれるということで、ありがたい存在なんですけども、じゃあ何でも頼んでいいのかということにもなるので、他の例もありますけど、例えば学習支援ボランティアとか、あるいは部活ボランティアとか、何かネーミングをして、ほかのことも相談に乗ってもらってもいいし、遊んでもらってもいいよというふうに、どっか焦点をつける、ネーミングも含めて今後検討されるといいなというふうに思います。

以上です。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

ありがとうございます。何をするかということに関しましては、申込みの申請の登録のところに、学習支援とか、そういった項目を設けて、自分で選択していただくような形をとりたいと思っております。そういったところで、これは受入れ側がそれ以上のものをとということになった場合には、やはり問題になってくるかと思っておりますので、そういった部分をしっかり整理しながら、受け入れ側のほうの体制も整えていきたいと思っております。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

先ほど丸山課長の説明のほうから、とりさたのほうで高校生のボランティアが非常に活躍してくれているということ、また昨年ですか、藤代南中の学校訪問にお邪魔したときに、取手一高の生徒がやはりボランティアとして南中のほうに学習ボランティアで入ってくれているというような話も、南中の校長先生のほうからお伺いしました。大学生以外でも、取手の高校生が非常に活躍してくれているという状況

がありますので、今回このボランティア制度ができたことに、今回のこれは教職を目指す大学生というあれですけど、また取手の高校生のほうにも、そういった積極的に、こういったボランティア活動ありますので参加してみませんかというような形でのPRのほうも、ぜひお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。

○指導課長（丸山信彦）

ありがとうございます。本当に高校生ボランティアの方たちには積極的に応募していただいて、毎年、50名、60名の市内の高校からのボランティアを協力していただいております。そういったお子さんたちと、またこの企画だけではなくて、いろいろな形で一緒にやりながらボランティアという形をとっていただけると。そして、学校に関わることで、高校生の方たちが将来、教師を目指すという志を持っていただけたら、よりいいのかなというふうに思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

あと、櫻井委員、すみません。先ほどの質問の中に、実際、大学生がそんなに来られるんですかというような話があったと思います。なかなか難しい現状があるかと思うんですが、3年生、4年生になると、割と4年生あたりはゼミだけで週1回とか、そういったことも聞いております。いろいろそれぞれアルバイトであったり何だりというのは当然あると思うんですが、その中でも週1日でも可能ですよというような関わりとか、そういったものを整理しながら行っていきたいと思えます。ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

実施に向けていろいろ細かく課題というか、将来的なことを踏まえてインセンティブの問題もあるかと思えます。そういったことを今後、十分検討しながら、具体的に詰めていきたいと思えます。

そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり決定いたしました。続いて報告第6号、社会教育主事の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を森川教育次長兼教育総務課長お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長（森川和典）

それでは報告第6号、社会教育主事の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

社会教育法第9条の2の規定により、教育委員会の事務局には、社会教育主事を置くことになっております。そのため、社会教育主事となる資格を有する生涯学習

課の職員1名について、社会教育主事に任命をいたしましたので、御報告をするものです。

御手元の資料1ページをお願いいたします。令和5年4月1日付で、生涯学習課主査 齊藤俊治を社会教育主事に任命いたしました。なお、社会教育主事の職務内容及び資格につきましては、2ページの参考資料で御確認をいただきたいと思えます。また、今回の任命については、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定により、教育長が専決したため、同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、承認を求めるものです。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。近年の社会教育について、私も昨年度勉強させていただきましたが、やはり年々変わっているという現状があります。社会教育主事に任命された方は、そういった変わっている状況についての研修等はどのようになっていますでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

お答えいたします。県のほうで、社会教育主事の会ですとか、社会教育主事が集まって研修する機会を定期的に設けておりまして、そちらに参加していくような形になるかと思えます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（伊藤 哲）

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第6号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第6号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第6号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第7号、取手市立公民館長の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

よろしく申し上げます。取手市立公民館長を別紙のとおり任命いたしましたので御報告いたします。公民館は、社会教育法第28条に基づき、取手市立公民館長を教育委員会が任命するものです。

1ページを御覧ください。3月の定例会で、藤代地区館の公民館長4名についてお諮りいたしました。今回はその他の館長につきまして、御報告するものです。職員及び再任用の職員を配置しております。中央公民館に塚本豊康、戸頭公民館に海老根英一、山王公民館に齊藤俊治を館長として再任いたします。そのほかの館につきましては、新任となります。館長の任命の根拠法令は、2ページにあります参考資料のとおりとなります。以上となります。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第7号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

御異議なしと認めます。よって、報告第7号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第8号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

**○生涯学習課長（塚本豊康）**

報告第8号、取手市学校運営協議会委員の任命について御説明申し上げます。

取手市学校運営協議会規則第4条に基づき、取手市学校運営協議会委員として、別紙の15名の方を令和5年4月1日付けで任命いたしましたので御報告いたします。

1ページを御覧ください。名簿を添付してございます。委員の任期ですが、令和5年4月1日から年度末の令和6年3月31日までとなっております。選出区分が対象学校に所在する地域の住民の元牛久市教育委員会勤務の坂野一夫氏、選出区分が学識経験者の育英保育園主任（園長代理）の齋藤真澄氏の2名の方が新任となります。以下、赤羽英子氏から齊藤俊治氏までの13名が再任となります。

当協議会委員は、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者で組織されることとなっておりますことから、学校長からの推薦をいただきまして任命いたしました。報酬につきましては、年額で1万2,000円となっております。

以上で報告を終わります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

小谷野委員。

○教育委員（小谷野守男）

説明ありがとうございます。任命関係については別に異議ないんですが、今後、学校運営協議会のほうを少しずつ広げていくような話が前にもあったとは思いますが、本年度あたりの予定が分かっていたら教えていただきたいんですけど。

○教育長（伊藤 哲）

それでは塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

それでは、今年度、令和5年度の取手市学校運営協議会の導入検討について、お話しいたします。今、検討してございますのは、取手第二中、取手西小、白山小、寺原小、藤代小、久賀小の6校のほうを新設で検討してございます。加えて既存の山王小学校も継続して行っていく形になるかと思えます。今、各学校の校長先生、教頭先生に個別に事業の御説明ですとか、段取りのほうを調整してございまして、6月の月上旬をめどに協議会を実施できるように準備をさせていただいております。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。先ほど小谷野委員のほうからもお話がありましたが、今年度、新たに6校、学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールとして推進していくというようなお話でしたが、先日ちょっと地域の方とお話ししていて、コミュニティ・スクールというのは、地域が学校応援団みたいな形でやるので——これは合っているんですが、学校とは関係がないんだというようなお話を聞いたことがありまして、一部合っているけれど大本が違うかなというような、なかなか地域の方にコミュニティ・スクールの考え方をきちんと分かってもらうのは難しいんだなと実感しました。

今、塚本課長の御説明で、学校のほうに説明を行っているということですが、あわせて地域の方への、また地域の皆さんへの周知はなかなか難しいかと思うんですが、学校運営協議会の委員になった方々への説明等もきちんとお願いしたいなと思います。以上です。

○教育長（伊藤 哲）

塚本課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

そちらの説明は、委員になっていただく方を学校のほうで推薦に向けて動いていまして、個別には御説明を差し上げているところでございます。それに付随して、新しく委員になられた方につきましては、コミュニティ・スクールなり学校運営協議会がどういうものであって、どういう機能があって、どういうことができるのかというのを研修等も通して、年間を通して実施してまいりたいと考えていますので、そういったものを利用して普及啓発を図っていきたいと考えてございます。

○教育委員（櫻井由子）

1つ情報ですけれど、取手市の児童委員、主任児童委員のほうでもそのコミュニティ・スクールというのがどういうものか、今年度研修するというようなことも聞いております。ですので、そういったところとも連携をとって、さらに御理解を深めていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

主任児童委員の会長さんのほうも先日来られて、研修に御協力をとお話ありましたので、積極的にそういう機会を利用して実施してまいりたいと考えてございます。

○教育長（伊藤 哲）

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより、報告第8号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第8号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第8号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第9号、取手市文化財保護審議会幹事の任命についてを議題といたします。

本件についての説明を塚本生涯学習課長お願いいたします。

○生涯学習課長（塚本豊康）

報告第9号、取手市文化財保護審議会幹事の任命について御説明いたします。

取手市文化財保護審議会条例第9条第1項により、審議会に幹事を置くこととされてございます。このたび、定期の人事異動により、報告第9号の1ページにあります職員2名を任命いたしましたので、御報告いたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○教育長（伊藤 哲）

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

これより報告第9号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第9号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

御異議なしと認めます。よって、報告第9号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

委員の皆様にお知らせいたします。これから議題となります報告9と報告10につきましては、猪瀬委員が委嘱の対象に含まれております。よって、猪瀬委員の一身上に関する事件となり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、猪瀬委員は議事に参与することができません。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができることとなっています。

猪瀬委員、会議への出席と発言を希望されますか。

○教育委員（猪瀬哲哉）

いえ、いたしません。

○教育長（伊藤 哲）

それでは、希望されませんので、会議室の外への退席をお願いいたします。

[猪瀬委員が会議室外へ退出]

○教育長（伊藤 哲）

それでは報告9、取手市立学校評議員の委嘱について、報告10、取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について、以上2件を一括議題といたします。

本件についての報告を丸山指導課長お願いいたします。

○指導課長（丸山信彦）

よろしく申し上げます。取手市立学校評議員及び取手市立学校等関係者評価委員の委嘱について、報告をさせていただきます。

取手市立学校評議員につきましては、各学校長が5名推薦をされた方が4月1日付けで委嘱されております。内容については、学校の校長に対して、校長の運営に対して学校の教育活動の実施に関する事、学校と地域の連携に関する事、その他校長が必要と認めることについて意見をいただくというような制度になっております。

また、学校等関係者評価委員につきましては、学校の教育活動を評価する、そういった立場で評価をしていただく方です。この2つにつきましては、各校5名、同じ方が委嘱されております。ここに報告をさせていただきます。

なお、先ほど学校運営協議会、コミュニティ・スクールの話がありましたけれども、そちらのほうは、この学校評議員制度、それから学校等関係者評価委員制度、これを含むような活動になりますので、山王小及び先ほど出た今年度6月をめどに始まる6校につきましては、この学校評議員制度、それから学校等関係者評価委員、これが形を変えるというか、自動的にこちらはなくなるということで御理解いただけるとありがたいです。以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

説明は以上でございます。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。7番の戸頭小学校ですが、先ほどの御説明で5名というお話で、1名は欠員という形でよろしいでしょうか。

○教育長（伊藤 哲）

丸山課長。



**○指導課長（丸山信彦）**

5人以内というような形での要綱設定になっております。よろしくお願ひいたします。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。

念のため確認させていただきますと、学校運営協議会の委員が定まれば、この評議員というのは、当然置き換わる形なので、同じ方がなる場合もありますけども、それ以外の方というのは、そこで評議員としてはお辞めいただくという形になります。置き換わるということで、確認のためお話をさせていただきます。

それでは質疑、御意見なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告9及び報告10の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告9及び報告10の議事を終わります。

それでは、猪瀬委員の会議室への入室を認めます。

〔猪瀬委員が入室して自席に着席〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは報告11、取手市子どもと親の相談員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての報告を笠井教育総合支援センター長お願ひいたします。

**○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）**

報告11、取手市子どもと親の相談員の委嘱について説明させていただきます。

取手市子どもと親の相談員設置要綱第2条に基づき、令和5年度の子どもと親の相談員12名が市内各小中学校に配置されました。相談員の任期は1年となります。継続10名、新規2名ということですが、これまでの経験を生かしながら、児童生徒、保護者からの不安や悩みなどをしっかりと受け止めていただき、子どもたちが安心安全に学べる学校づくりのサポートしていただきたいと思います。また、他者の不安や悩みを聞くということは、とても重い仕事であります。センターとしても、相談員の方々との連携をしっかりと図り、相談員の方々も働きがいのある環境づくりに努めていきたいと考えています。以上です。

**○教育長（伊藤 哲）**

説明は終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願ひいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告11の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告11の議事を終わります。

続いて報告12、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。本件についての報告を笠井教育総合支援センター長お願ひいたします。

**○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）**

報告 12、いじめ防止策の取組状況に関する報告について、御説明いたします。

私、4月1日に着任して間もなく1か月になりますが、日々、子どもたちの相談の記録、また保護者からの相談など、その多さに改めて難しい時代になっているということを実感しています。悩みや不安を抱えた子どもたちの背後には、悩みや不安を抱えた保護者もいるということを実感しながら、これまで以上に教育総合支援センターの役割が大切になっているということを実感しながら、各学校とも連携を図りながら、協働して業務に努めてまいりたいと思っています。

令和5年度、府総合支援センターでは、いじめ防止策の取組として報告書に上げました、いじめ防止策の取組を推進、充実したものにし、児童生徒にとって安心安全な学校づくりをサポートしていきます。(1) 生徒指導提要のポイントについての研修です。生徒指導提要のガイドブックとされる手引が10年ぶりに改訂され、令和4年12月に改訂版が出されました。生徒指導提要は、日々の児童生徒とのかかわり方から、不登校、いじめ対応など、学校現場で起こる様々な課題に対する指導方法や心構えが約280ページにわたって記されています。あさって27日になりますが、取手市教育委員会教育委員でもある、また生徒指導提要に関わる協力者会議の委員として作成に携わってくださった、石隈利紀先生を講師として、市内の教職員の一部だけではなく、全教職員、教育委員の方々、子どもと親の相談員の方々、学校教育に関わる様々な方々の参加のもと、新たに改訂された生徒指導提要の趣旨を理解し、市内各小学校全体で子どもたちが安心安全な学校づくりを進めていくための研修を行っていきます。

(2) 取手市教職員一斉研修についてです。現在、研修の詳細については未定の段階ですが、関西外国語大学 外国語学部教授である新井 肇先生を講師として招いての研修を計画しています。新井先生は石隈先生同様、生徒指導提要の改訂に関する協力者会議の一員であり、会議において副座長を務めた方でもあります。他県の研修会においても「いじめを防止するために大人としてできること」というテーマで講演されているなど、この後、取手市にあったテーマについて新井先生と考え、学校、家庭、地域、関係機関の連携、協働が進むような研修会にしたいと考えています。

続いて、教育相談主任研修会です。取手市学校教育3つの取組の1つでもある教育相談部会システムの充実を図るために、年3回、教育相談主任、学校連携指導員、学校教育相談員を対象に研修会を行っています。令和2年度から始まった教育相談部会システムの取組も、今年度4年目となります。これまでの成果と課題をもとに、これまでは進めるための進化ということだったんですが、今後は深めるための進化を目指し、情報共有シートの見直しや学校間の取組状況の共有など、センターと学校という縦の関係から、同一中学校区の学校間連携など、横の視点なども入れた研修会にしていきたいと考えています。

続いて、学級経営研修会です。いじめの未然防止・早期発見のためにも、子どもたちの人間関係づくりやコミュニケーション力の向上に努めてまいります。令和4年では、藤代中学校において実施したものとなります。令和5年度も、茨城大学教授の正保春彦先生に、実際の授業実践を通して、子どもたちには人間関係づくりの構築、そして先生方には人間関係づくりの構築の手法を学んでいただき、各学校、学級に広めていけたらと考えています。この実践については、全ての学校で実践することはなかなか難しい状態にあります。中学校区ごとに実績校を増やしていき、

特色ある取組の1つとなるよう、継続して取り組んでいきたいと考えています。

続いて、いじめ予防授業です。私自身、昨年度、教員対象のいじめの対応にかかる研修会を受け、いじめというものについて改めて認識させられました。そうした取組を、教職員だけでなく児童生徒を対象とした、いじめ防止授業を行うことによって、いじめをしない、させない、許さない子どもたちの育成を図っていきたいと考えています。いじめ予防教室後、児童生徒のいじめに対する認識は大きく変わるということがデータなどでも示されていますが、しかし、こういったいじめのことについては、1回行ったから、その心が醸成されるものではありません。日頃から、教員、保護者がいじめは絶対許されないという自覚を高め、自分事として、いじめを生まないために何ができるかということ意識させることが大切だと考えています。そのためには、児童生徒が主体的にいじめの未然防止の取組に取り組むことが大切となっています。児童生徒の発達段階に応じて、各学校で特色ある取組が進められるよう、センターとしてもサポートしていきたいと考えています。

続いて、いじめ問題対策連絡協議会です。第1回目の会議を来月の12日、藤川章先生を講師として招いています。藤川先生は、2つの中学校で校長を務めた後に定年退職し、現在、日本教育カウンセラー協会講師としてカウンセリング研修の講師を務め、全国を回っている方でもあります。令和4年6月に、こども基本法が成立し、子どもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が位置づけられました。それを受け、今後、これまでは違った協議会の形になるとは予想されますが、中学校の生徒会役員や子ども会役員などの方々にも参加していただき、地域とともにある学校の実現に向け、様々な立場や視点からの話し合いなども行っていきたいと、今現在、検討を進めている段階です。

続きまして、いじめ問題専門委員会です。第1回目の委員会を6月30日に実施、取手市のいじめ再発防止策の取組について協議することになっています。

最後に、取手市新規管理職を対象とした、取手市3つの取組に対する理解向上研修会です。いじめの再発防止策を組織的に実行していくための施策である、全員担任制・チーム指導、教育相談部会システムについて、令和5年度に新たに取手市に赴任された管理職を対象に、来月2日に研修会を実施する予定になっています。

長くなりましたが、以上で終わりにします。

#### ○教育長（伊藤 哲）

説明が終わりました。

本件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

石隈委員。

#### ○教育委員（石隈利紀）

私も話す機会を与えていただき、ありがとうございます。自分も話す立場であれなんですけど、とても充実した研修が組まれていると思います。また、あさってお話ししますが、生徒指導提要はもう生徒の支援というか、教育相談的なことをかなり強調しています。それからチーム学校、チーム支援ということ強調しています。ということは、取手市がいじめ防止で行ってきた全員担任制であるとか、教育相談体制の進めてきたものと、かなり一致するものだと思いますので、取手市の先生方に、さらに生徒指導提要の改訂版の理解をしていただけると、よりよい教育に結びつくと思います。

私も新井先生もそうなんですけど、もう本当に生徒指導提要の改訂の協力者会

議、去年の連休前後とか土曜日に打合せ会をやったりとか、いろいろやっていたんですけど、これを作成して思うのは、最先端のものが並んでいるわけじゃないんです。もう取手市を初めとして、いい実践というのが全国に幾つかある。でも、それがいつでもどこでもできる生徒指導にしなければいけないというので、生徒指導のスタンダードというか、テキストというか、スタンダードをつくろうというのが生徒指導提要の狙いですので、聞かれた先生方、これはやっているね、ではもっとやろうとか、こういうやり方もあるんだというふうに受け取ってもらえれば、全く新しいものというよりは、既にもう取手市が先進的に取り組んでいることの確認と、さらなる発展というふうに思って使っていただければと思います。生徒指導提要そのものは膨大な量なんですけど、デジタルテキストですので、もう好きなところから読んで、いろいろな法律の名前が出たら、そこをクリックするとその法律に飛ぶことができますし、一昨年出た、こども基本法であるとかいろいろなものが勉強できますので、ぜひ先生方が——あさっての私の話はそのポイントですけど、参考に生徒指導提要を活用していただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

**○教育長（伊藤 哲）**

ありがとうございました。よろしくお願いします。

そのほかございますか。

小谷野委員。

**○教育委員（小谷野守男）**

御説明ありがとうございました。石隈先生が、かなり充実したと言ったんですが、これ見て先生方がどんなふうを感じるのかななんて思うんですけど。ただ、2点ほどです。1点は、会場が書いていないところは、きっとセンターのほう为中心になってやるのかなというふうに思っているんですけど、どうでしょうかということが1つ。

それから2つ目なんですけど、いじめ予防の授業なんですけど、本年度はどこかの特別な会場設定とかはしてあるんでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

**○教育長（伊藤 哲）**

笠井センター長。

**○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）**

すみません。会場が書かれていないものについては、センター、また各学校に訪問しながら対応していきたいと考えています。また、いじめ予防授業については、今年度、取手小、取手一中の地区を中心に考えております。

**○教育長（伊藤 哲）**

よろしいですか。そのほかございますか。

櫻井委員。

**○教育委員（櫻井由子）**

御説明ありがとうございました。石隈委員、それから小谷野委員がおっしゃったように、大変充実した研修内容で、しっかり1年間の計画を持って、いじめ防止策を進めていくというような意思が非常に感じられます。ありがとうございます。

1つ感想ですけれど、相談関係が大変充実してきておまして、先ほどの子どもと親の相談員の方々もそうですし、また教育相談ということで、また笠井センター長もおっしゃったように、相談に来る人も非常に増えているということで、私も地元で民生委員として、いろいろな方のいろいろな相談を受けている中で、時には重

い内容を相談として受ける場合もあります。やはり守秘義務がありますので、この子どもと親の相談員のほうの要綱にもありますけれど、ほかに漏らしてはならないというようなこともあります。やはり、相談を受ける側のケアというのにも必要になるのではないかなど。この様々な研修とは別に、日々の相談を受ける中で、ちょっと重い相談を受けてしまったな、自分だけではちょっと、あるいは自分の中にだけとどめておくのはどうもというようなときに、気軽に話せる場的なものがあるとちょっと楽かなと思います。私自身では、民生委員の定例会のときに、こういう相談を受けたんだけどということで、同じ守秘義務を持つ者同士で検討したりとか、ちょっと話して自分の気持ちが楽になったりとか、そういう場がありますが、果たして、こういった子どもと親の相談員の方、あるいは日々の相談業務に当たっている方は、そういう研修、あるいは集まって話し合う、そういう設定された場以外に、軽く話せる場というのはあるのだろうか、自分の気持ちを少し軽くできる場所はあるのだろうかなど、ちょっと気になりました。もし余裕がありましたら、そういった場の設定等も考えていただければなと思います。ありがとうございます。

**○教育長（伊藤 哲）**

笠井センター長。

**○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）**

ありがとうございました。私自身、4月1日に着任し、やはり今までにないようなプレッシャーで、こんな重い悩みもあるんだな、子どもたちこれだけ辛い思いしているんだなというのを抱えたまま、夜、2時とか3時に起こされる日が続いて、やはりこういう人の悩みや不安を抱えるって、すごく辛い仕事だなというのを実感しました。幸いにも、センターには元校長先生方、またスーパーバイザーと呼ばれる方々もたくさんいます。そういった方々と連携しながら、そういう子どもと親の相談員の方々も働きがいのある、センターとしても笑顔というのを大切にしながら、みんなで子どもたちのため、保護者のために取り組んでいきたいと考えています。

**○教育長（伊藤 哲）**

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○教育長（伊藤 哲）**

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告12の質疑、御意見を終結といたします。

以上で報告12の議事を終わります。

次にその他に入ります。事務局から報告等をお願いいたします。

**○教育総務課課長補佐（蛭原康友）**

事務局から2点、御報告をさせていただきます。まず1点目、取手市長の交代についてになります。現在の藤井信吾市長、明日4月26日をもって4期16年の任期を満了ということで退任されます。4月27日からは、先日の日曜日に取手市長選挙が行われました結果、中村 修さんが当選されましたので、4月27日から中村 修市長が新たに着任という形になります。1点目の御報告は以上です。

2点目、5月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。委員さんの御手元のほうに、5月の行事予定報告書がお配りされているかと思えます。5月の教育委員会定例会、5月24日（水曜日）午前中を予定させていただいております。

ます。また改めて文書で通知を差し上げますので、御確認をお願いいたします。  
事務局からの報告、連絡は以上になります。

○教育長（伊藤 哲）

それでは教育委員のほうから何かございましたら。  
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（伊藤 哲）

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和5年第4回教育委員会定例会を閉会といたします。

午前11時14分閉会